

北九州市旅館業法及び北九州市旅館業法施行条例の施行に関する 規則

昭和四十年三月三十一日
規 則 第 十 号

(趣旨)

第一条 この規則は、旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号。以下「法」という。）及び北九州市旅館業法施行条例（平成十五年北九州市条例第十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(書類の提出先)

第二条 この規則の規定により市長に提出する書類は、保健所長を経由して提出しなければならない。

(営業許可の申請)

第三条 旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号。以下「省令」という。）第一条第一項に規定する申請書は、旅館業営業許可申請書によらなければならない。

- 2 前項の申請書には、省令第一条第二項に規定する図面のほか、営業施設付近の見取図（営業施設を中心とする半径二百メートル以内の見取図で、法第三条第三項各号に掲げる施設の名称及び位置並びに当該施設の敷地の境界から営業施設の設置場所までの最短距離を明示したもの。次条第二項において同じ。）を添付しなければならない。
- 3 法第三条第一項の規定により営業を許可したときは、営業許可書を交付する。
- 4 営業の許可を受けた者は、前項の営業許可書を保管しなければならない。
- 5 法第三条第二項又は第三項の規定に基づき営業の許可をしないときは、不許可通知書をもつて通知する。

(営業者の地位の承継の承認申請)

第四条 省令第一条の三第一項、第二条第一項及び第三条第一項に規定する申請書は、旅館業営業承継承認申請書によらなければならない。

- 2 前項の申請書には、省令第一条の三第二項、第二条第二項又は第三条第二項に規定する書類のほか、営業施設付近の見取図を添付しなければならない。
- 3 法第三条の二第一項、第三条の三第一項又は第三条の四第一項の規定により承継の承認をしたときは、旅館業営業承継承認書を交付する。
- 4 承継の承認を受けた者は、前項の旅館業営業承継承認書を保管しなければ

ならない。

- 5 法第三条の二第二項、第三条の三第二項及び第三条の四第三項において準用する法第三条第二項又は第三項の規定に基づき承継の承認をしないときは、旅館業営業承継不承認通知書をもって通知する。

(変更、停止及び廃止の届出)

第五条 省令第四条の規定による申請書の記載事項の変更又は営業の停止若しくは廃止の届出は、変更・停止・廃止届書によらなければならない。

- 2 省令第四条の規定による届出が、省令第一条第一項第五号に掲げる事項の変更によるものであるときは、前項の変更・停止・廃止届書に変更前及び変更後の状況を明らかにした図書を添付しなければならない。

(水質基準)

第六条 条例第七条第七号アの規則で定める水質基準は、次のとおりとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するため第一号アからエまで並びに第二号ア及びイに定める基準の全部又は一部について適合させることが困難である場合であつて、公衆衛生上支障がないと特に市長が認めるときは、当該適合させることが困難な基準を適用しないことができる。

一 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質基準は、次の要件を満たすものであること。

ア 色度は、五度以下であること。

イ 濁度は、二度以下であること。

ウ 水素指数は、五・八以上八・六以下であること。

エ 全有機炭素の量が一リットルにつき三ミリグラム以下（塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素の量の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合を除く。）又は過マンガン酸カリウム消費量が一リットルにつき十ミリグラム以下であること。

オ 大腸菌は、検出されないこと。

カ レジオネラ属菌は、百ミリリットルの検水で形成される集落数が十未満であること。

二 浴槽水の水質基準は、次の要件を満たすものであること。

ア 濁度は、五度以下であること。

イ 全有機炭素の量が一リットルにつき八ミリグラム以下（塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素の量の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合を除く。）又は過マンガン酸カリウム消費量が一リットルにつき二五ミリグラム以下であること。

ウ 大腸菌は、一ミリリットルにつき一個以下であること。

エ レジオネラ属菌は、百ミリリットルの検水で形成される集落数が十未

満であること。

三 水道水（水道法（昭和二十三年法律第百七十七号）第三条第九項に規定する給水装置により供給される水をいう。）以外の水（温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第十五条第一項の規定により飲用の許可を受けている温泉を除く。）で飲用として使用するものは、水道法第四条に規定する水質基準に適合するものであること。

（宿泊者名簿の記載事項）

第七条 省令第四条の二第三項第二号に規定する市長が必要と認める事項は、年齢、到着日時、出発日時、行先地及び室名とする。

（帳票の様式）

第八条 この規則に定める帳票の様式は、別に保健福祉局長が定める。

（委任）

第九条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に保健福祉局長が定める。